令和4年度京都府リハビリテーション訪問・相談事業要領

1 目 的

リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいない障害福祉サービス事業所や介護老人福祉施設、介護保険事業所等へのリハビリテーション専門職の派遣による従事者支援を通じて、施設や事業所職員など生活に関わる人々が、リハビリテーションの概念を理解し、リハビリテーションの視点を取り入れることで、「本人の持てる機能を活かす」「二次障害の発生や廃用症候群の予防」等を含めて取り組め「その人らしくよりよい生活(活動や社会参加)」を送っていくための支援ができることを目指す。

2 実施主体

京都府

3 実施場所(方法)

申込みのあった施設内またはオンライン(zoom 等による web 支援)

4 対 象

- (1) 京都府域の障害福祉サービス提供事業所・施設
- (2) 京都府域の高齢者福祉サービス事業所・施設
- (3) その他支援が必要と判断される施設

5 支援従事者(職種)

京都府リハビリテーション支援センター職員(理学療法士 作業療法士 言語聴覚士)

6 支援内容

以下(1)~(6)の相談内容に応じて派遣職種を決定し、現地(または Web)における助言等支援を実施。支援回数は 1 クール 5 回をめどとし、内容や施設の状況により初回訪問時に決定するが、支援状況に応じて変更ができるものとする。

- (1) リハビリテーションの基礎的知識・技術に関すること
- (2) 生活環境・福祉用具等に関すること
- (3) 摂食嚥下障害やコミュニケーション障害に関すること
- (4) リハビリテーションに関する多職種間の連携に関すること
- (5) その他(相談、支援が必要と考えられること)
- (6) 新型コロナウイルス感染症クラスター等発生後の対応
- (7)上記(1)から(6)の内容について職員に対する研修会・学習会の実施

7 申込み後の支援方法

- (1) 相談内容(希望)に基づき、担当職種を調整
- (2) 担当職員から申込者へ連絡、訪問日時を決定
- (3) 初回訪問
 - ①事業所・施設の担当責任者から施設の概要や状況等聴取
 - ②相談内容(希望)について確認し、支援計画立案
 - ③府リハビリテーション支援センター職員の関わり方、支援の入り方および回数を相談、決定
- (4) 継続支援および振り返り(評価)
 - ①初回の支援内容や助言について、事業所・施設内の実施状況を確認
 - ②継続している課題や新たな課題について対応
 - ③振り返り後、次回の入り方について相談
- (5)継続支援最終回
 - ①期間中の相談・支援についてまとめ、振り返り
 - ②必要に応じて各圏域の地域リハ支援センターへ引き継ぎ
- (6) フォローアップ
 - 必要と判断される場合、年度内にフォローアップを行うことができる

8 費 用

無料

9 申込み方法

- (1) 所定の申込用紙(「様式1」、摂食嚥下の申込については「様式2」も)をファックス・E-mail 送信 又は郵送
- (2) QR コード又は URL にアクセスし、申込みフォームに必要事項記入 申込みフォーム URL https://forms.office.com/r/RQTtZ7a8sn

申込フォーム QR コード



10 申込み先

【南丹・京都市・乙訓・山城北・山城南圏域】

京都府健康福祉部リハビリテーション支援センター 担当:田中・山原 〒602-8566

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465(府立医大内)管理棟2階

TEL / (075) 251-5399 FAX/ (075) 251-5389

E-mail/rehabili@pref.kyoto.lq.jp

【丹後・中丹圏域】

京都府北部リハビリテーション支援センター 担当: 山元・上田 〒624-0906

京都府舞鶴市字倉谷1350-23(京都府中丹東保健所内)

TEL / (0773) 75-7557 FAX/ (0773) 75-7558

11 その他

- (1) 本事業は個人を対象とした支援ではなく、個人を支援する事業所・施設への支援である。
- (2) 支援内容については、必要に応じて地域リハビリテーション支援センター、府保健所、府リハビリテーション支援センターで協議する。

また、各圏域地域リハビリテーション支援センターのコーディネーターと情報共有し、継続した支援が必要な場合は、コーディネーターが同行し、引継ぎを行う。

連携先 各圏域地域リハビリテーション支援センター

- ・丹後地域リハビリテーション支援センター(丹後中央病院)
- ・中丹東地域リハビリテーション支援センター(舞鶴赤十字病院)
- ・中丹西地域リハビリテーション支援センター(市立福知山市民病院)
- ・南丹地域リハビリテーション支援センター(京都中部総合医療センター)
- ・京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター(がくさい病院)
- ・乙訓地域リハビリテーション支援センター(京都済生会病院)
- ・山城北地域リハビリテーション支援センター(京都岡本記念病院)
- ・山城南地域リハビリテーション支援センター(京都山城総合医療センター)



リハビリテーション訪問相談のご案内

障害福祉サービス事業所や介護老人福祉施設、介護保険事業所等に、理学療法士・作業療法 士・言語聴覚士を派遣し、利用者の生活に関わる方々に対し、リハビリテーションの視点等をお 伝えしながら、「その人らしいよりよい生活」を目指して、二次障害や廃用の予防、日常生活や 社会参加にむけた支援を一緒に考えます。



申込み

- •申込用紙にて申込み
- (後日電話にて) 訪問日時、担当職種 など調整します



初回訪問

- •施設状況の把握
- ●課題の確認・共有
- •今後の支援方法や回数を 相談します

支援・振り返り

- •支援は2~3時間程度
- 毎回振り返り次につなげ ます
- •必要に応じて勉強会をす ることもあります

オンラインでの相談も可能です!

- リハビリテーションの知識・技術のこと
- 生活環境 福祉用具のこと
- ・ 多職種連携のこと
- 摂食嚥下やコミュニケーションのこと
- 新型コロナウイルス感染症クラスター等発生後の対応

一緒に考えましょう。 そして一緒に解決しましょう。





リハビリテーション訪問・相談 支援申込用紙

年	月	日

事業所名					管理者			
担当者	(職種)		(氏名)					
連 絡 先	電話: Eメールアドレス:	FAX:						
初回訪問希望日	年			月		日 ()	
希望する支援方法		訪問	•		オンライン			

1. 相談したいこと(困っていること)

例*歩いてもらうか車いすに乗ってもらうかの判断をどうすればいいのかわからない。

*安全に食べてもらいたいがどうしたらいのかわからない。

2. 現在、具体的にどのような状況(状態)ですか?

例*歩く介助をすると、人手も必要で時間もかかるので、車いすを利用していることが多い。 *ムセることが多いと、食事形態を下げることが多い。

3. 「目標」 こうなったらいいという希望など

例*利用者に安全に歩いてもらえるための評価(注意点・確認のポイント)を職員が共有できるようになる。 *安全に食べるためのポイントを知り、施設職員で共有したい。

※上の申込み用紙(様式 1)を記載いただき、FAX(075-251-5389) or Eメール(rehabili@pref.Kyoto.jp) or 郵送にてお申し込みください。

※摂食嚥下の相談に関しては、採用している食事の形態等をお聞きするため、当方のホームページ (https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/) から(様式 2) をダウンロードいただき、様式 1 とあわせて 記載をお願いします。

※右のQRコードからのお申し込みも可能です。



担当 山元・上田

支援内容の詳細や申込み方法等 事業に関するお問合せ

京都府リハビリテーション支援センター 担当 田中・山原

〒624-0906

TEL: 075-251-5399 / FAX 075-251-5389

京都府舞鶴市字倉谷1350-23(京都府中丹東保健所内) TEL:0773-75-7557/FAX 0773-75-7558

京都府北部リハビリテーション支援センター

〒602-8566

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465 (府立医大内)

摂食嚥下等障害対応支援事業 事前調査票

施設名	年	月	日	現在				
記入者(職種) (氏名)								
I 採用している食事の形態								
主食:□ ミキサー粥 □ 全粥 □ 軟飯 □ 米飯 □ その他()								
□ きざみ食(とろみの有·無)/(カットサイズ mm)								
□ 補助栄養の 有() •	無					
□ その他、施設で採用している食事の形態につい 〔	ヽて)					
2 水分摂取の方法								
増粘剤 :施設で常時使用している物()								
その他 : お茶ゼリー (ゼラチン ・ かんてん)								
3 口腔ケアの内容								
回数:()回/日								
いつ : □ 起床時 □ 食前 □ 食後 □ 就寝時 □ その他() 〈□腔ケアに使用する物品〉								
4 栄養管理								
標準の摂取熱量の設定()kcal/日 以上								
必要摂取水分量の設定()ml/日 以上								
5 摂食嚥下について施設内で取り組み(食前体操・委	員会等)							
_								